

# 川崎市名誉国際親善大使選考委員会設置要綱

## (設置)

第1条 この要綱は、川崎市名誉国際親善大使 (Honorary Goodwill Ambassador of Kawasaki) 設置要綱 (22川市文第82号平成22年4月30日施行) 第4条の規定に基づき、川崎市名誉国際親善大使選考委員会 (以下「選考委員会」という。) を設置し、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 選考委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員長は、総務企画局及び市民文化局担当副市長を、副委員長には総務企画局長及び市民文化局長をもって充てる。

3 委員長は、必要に応じて、選考する者の活動等について、関係機関又は関係部署等の職員に出席を求め、意見を聞くことができるものとする。

## (選考委員会の運営)

第3条 委員長は必要に応じて選考委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐する。また、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、いずれかの副委員長がその職務を代理する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (事務局)

第4条 選考委員会の事務は、総務企画局及び市民文化局が処理する。

## (その他)

第5条 前各条に定めるもののほか、この要綱に定めのない事項は、委員長が選考委員会に諮って定めるものとする。

## 附 則

この要綱は平成22年4月30日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 別表(第2条関係)

副市長 (総務企画局及び市民文化局担当)
総務企画局長
市民文化局長
総務企画局総務部長
総務企画局秘書部長
市民文化局市民生活部長
市民文化局市民文化振興室長
教育委員会総務部長